

眉山病院 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 4年 6月 1日～ 6年 3月 31日までの 1年間9ヶ月間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 5年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を 6年 3月までに実施する。

<対策>

- 5年 1月～ 検討会の設置
- 5年 6月～ 社内報などによる社員への参観日実施についての周知
- 5年 8月～ 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討